

弘前広域都市計画の 変更原案の説明会

令和5年8月31日（木）

令和5年9月1日（金）

令和5年9月2日（土）

今回の変更内容について

1. 弘前広域都市計画道路の変更（**青森県**決定）
2. 弘前広域都市計画道路の変更（**弘前市**決定）

○県決定と市決定の違い

- ・市道のみで構成される都市計画道路
（変更箇所が市道のみの場合を含む）
⇒ **市**決定
- ・一般国道または県道のみで構成される都市計画道路
- ・一般国道または県道部分と市道部分の双方で構成される都市計画道路
⇒ **県**決定

都市計画道路について

○都市計画道路とは：

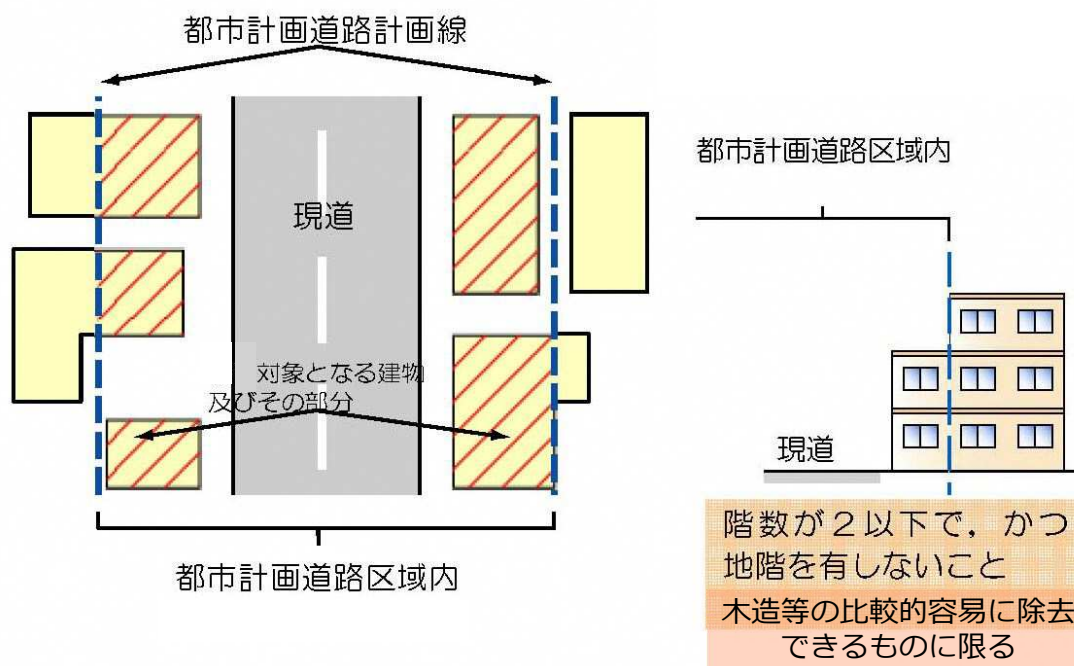
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路

○目的とその効果：

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

2

建築制限のイメージ



3

都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可

○都市計画法第53条第1項の規定による許可申請とは

都市計画施設（おもに都市計画道路等）の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、市町村長（弘前市長）の許可が必要になります。

○許可の基準

- 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

○許可の流れ

- 弘前市都市計画課へ申請→弘前市長の許可
- 都市計画施設の区域内に入っているかどうかの確認も弘前市都市計画課で行っています。

4

都市計画道路の見直し

H21：見直し対象路線の検証

H22～H24：H21検証に基づく都市計画変更の手続き

H26：第2回見直しのための市町村ヒアリング
→見直し対象路線に大きな違いはなく、
変更の手続きは行われていない。

H30～R2：市町村ヒアリング、交通需要推計調査
の実施。→見直し対象路線の再整理

R3～R4：一部都市計画で見直しに伴う変更の手続き
（むつ市、鱒ヶ沢町、青森市、東北町）

5

見直しのパターン

必要性、代替性、実現性及び将来交通需要推計の結果を踏まえ

1. 継続

2. 変更

計画幅員の変更、計画線形の変更等

3. 廃止

路線の廃止、一部区間の廃止 等

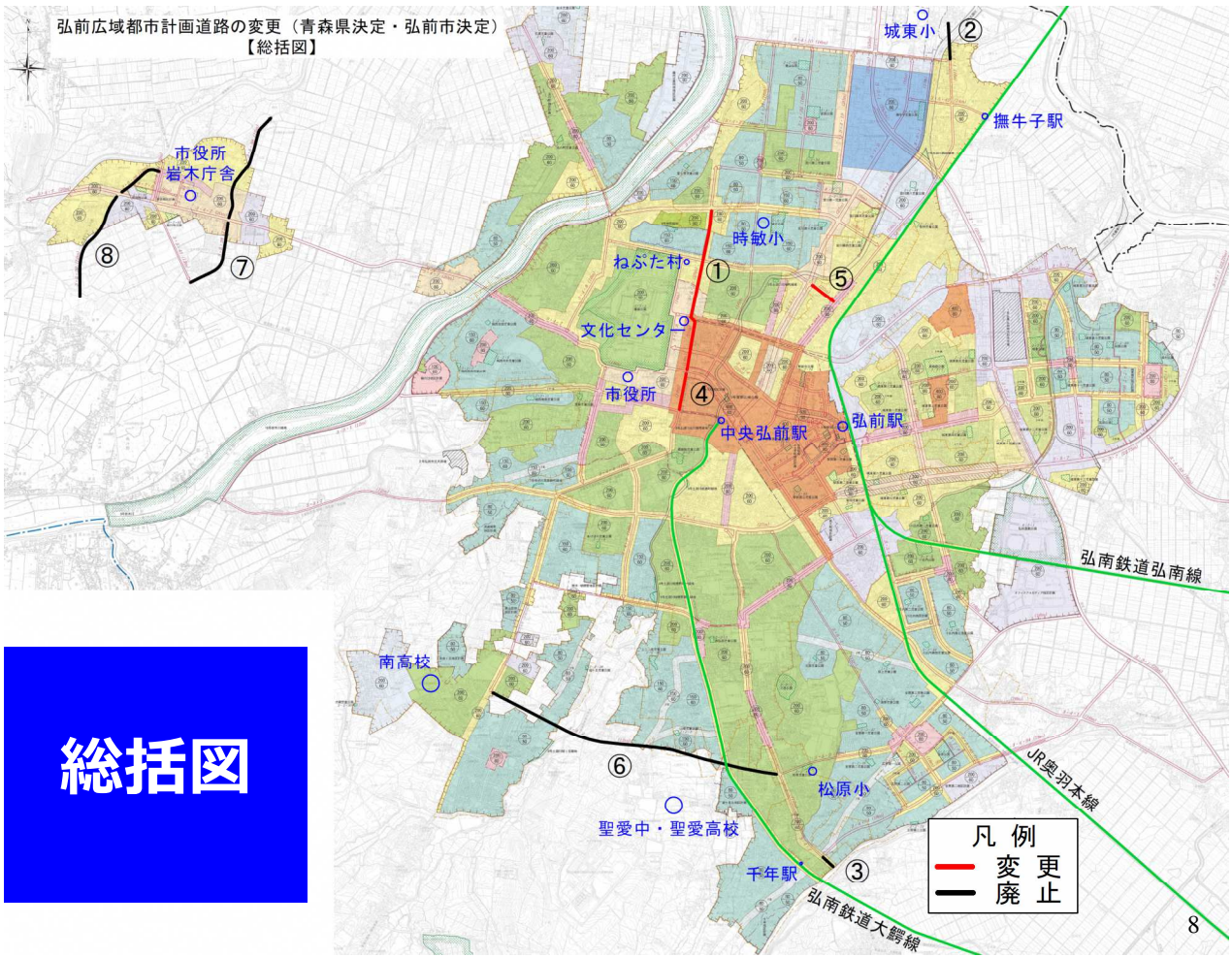
の3パターンに分類

6

変更対象路線一覧表

	図中 番号	路線名	変更 項目	変 更 の 内 容		備 考
				変更前	変更後	
県 決 定	① 変更	3・3・10号元寺町向外瀬線 3・4・36号元寺町西北線	名称 幅員 車線の数	25m 4車線	16m 2車線	起点から3・3・8号までの幅員を変更、 3・3・4号から3・3・8号までの車線の 数を変更
	② 一部 廃止	3・4・1号和徳掘越線 3・4・1号撫牛子掘越線	名称 延長	約9,080m	約8,780m	起点部の約300mを廃止
	③ 一部 廃止	3・4・2号富田千年線 3・4・2号富田広野線	名称 延長	約2,990m	約2,860m	終点部の約130mを廃止
	④ 変更	3・4・4号元寺町小沢線 3・4・4号元寺町大原線	名称 幅員	—	—	起点から3・4・6号までの幅員を変更
市 決 定	⑤ 変更	3・4・20号紺屋町野田線	幅員	—	—	3・3・2号から終点までの幅員を変更
	⑥ 一部 廃止	3・5・2号堀越大原線 3・5・2号堀越松原線	名称 延長	約5,450m	約2,870m	3・4・2号から終点までの約2,580mを廃 止
	⑦ 全線 廃止	3・5・38号真土野崎線	延長	約1,450m	—	全線廃止
	⑧ 全線 廃止	3・5・39号賀田兼平線	延長	約1,300m	—	全線廃止

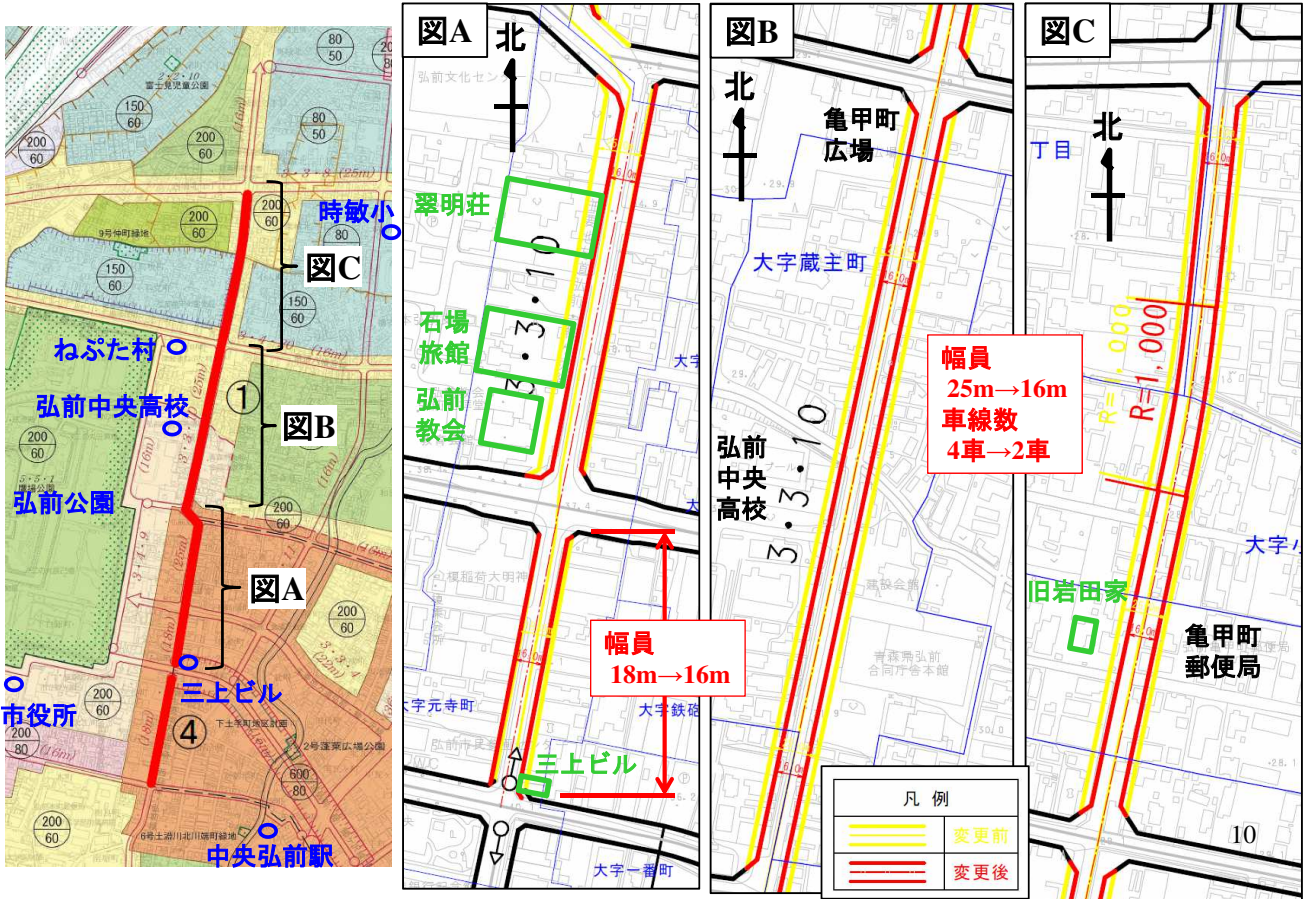
7



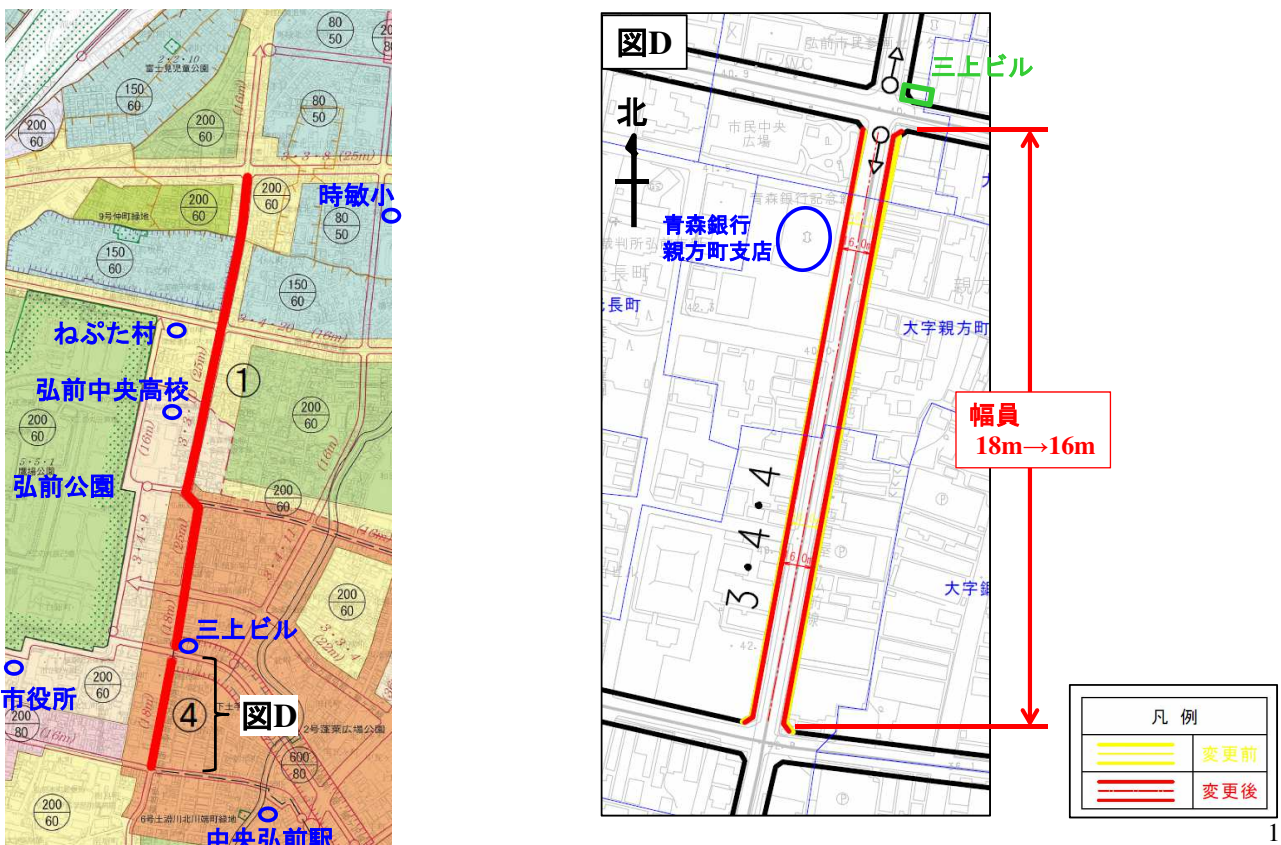
総括図

1. 弘前広域都市計画道路の変更 (県決定)

① 3・3・10号元寺町向外瀬線→3・4・36号元寺町西北線

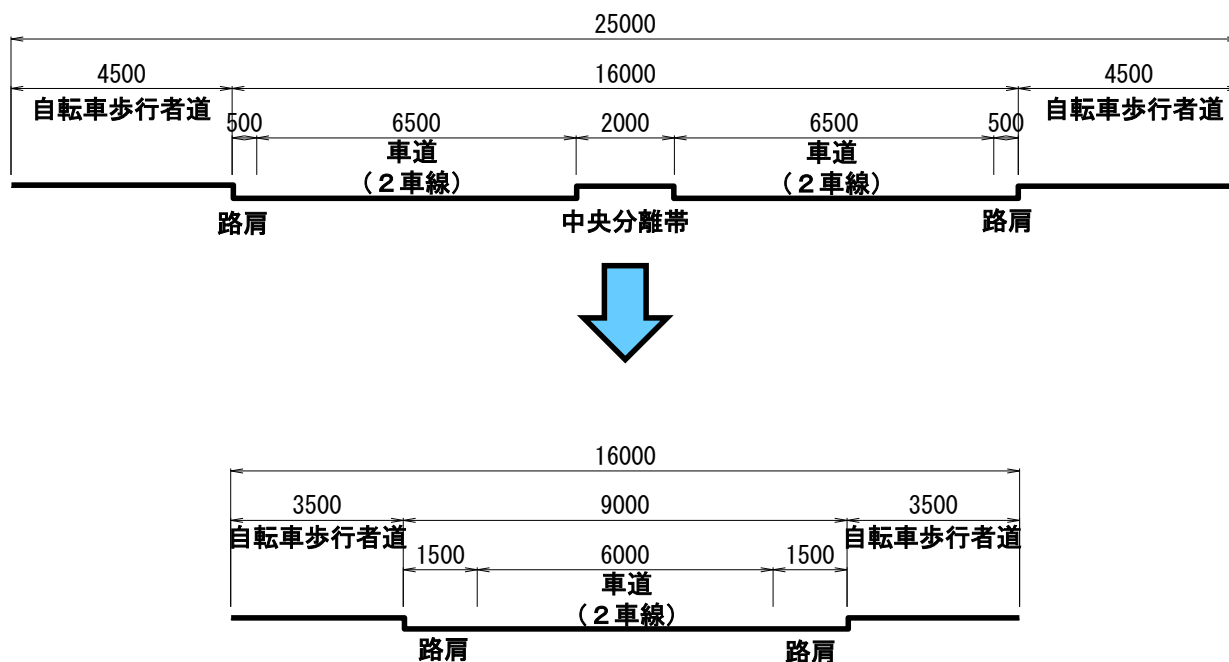


④ 3・4・4号元寺町小沢線→3・4・4号元寺町大原線



幅員の変更 (25m→16m)

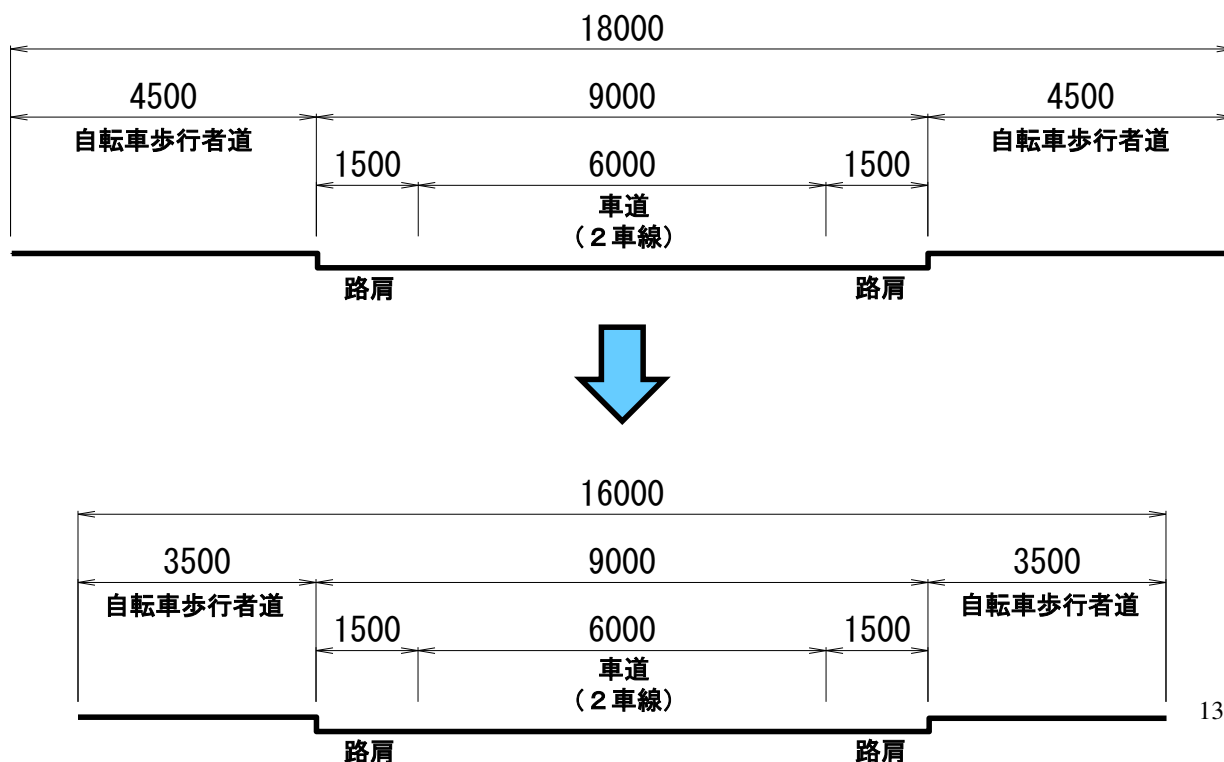
- ① 3・3・10号元寺町向外瀬線の一部 (北側)
 (3・4・36号元寺町西城北線)



12

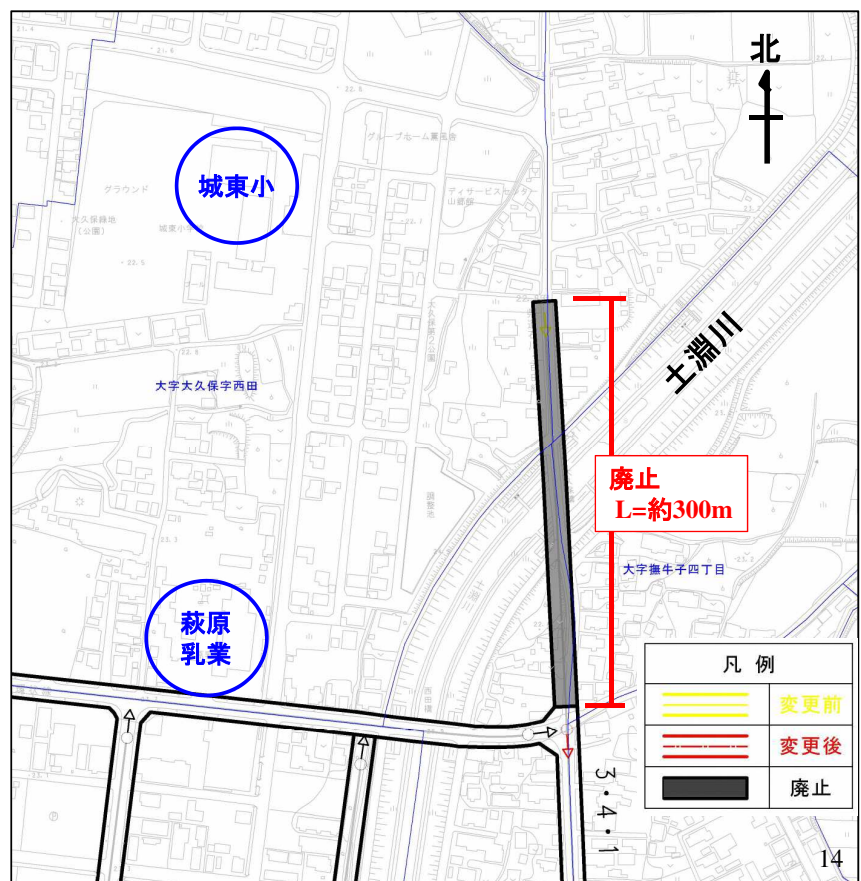
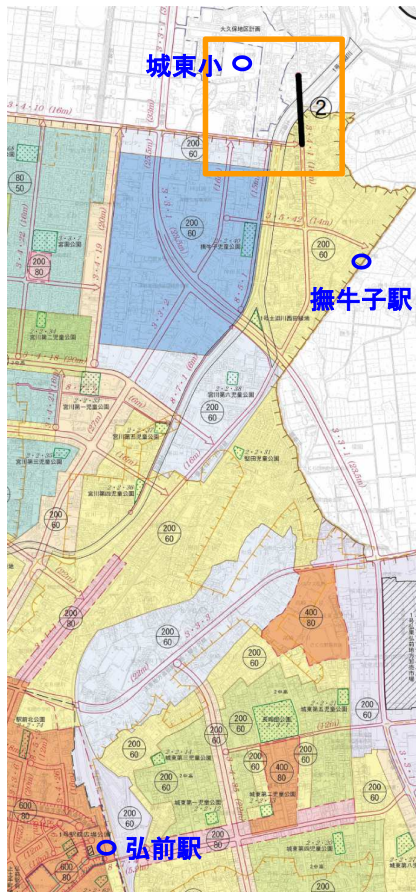
幅員の変更 (18m→16m)

- ① 3・3・10号元寺町向外瀬線の一部 (南側)、④ 3・4・4号元寺町小沢線
 (3・4・36号元寺町西城北線) (3・4・4号元寺町大原線)

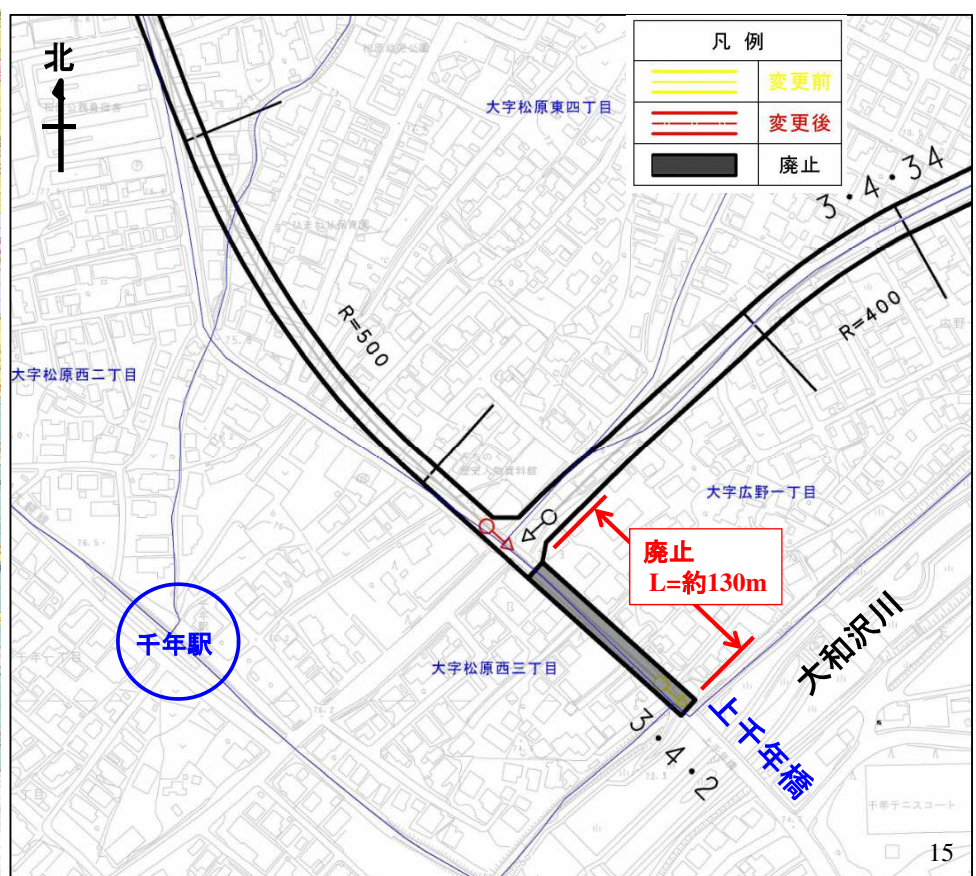


13

② 3・4・1号和徳堀越線→3・4・1号撫牛子堀越線



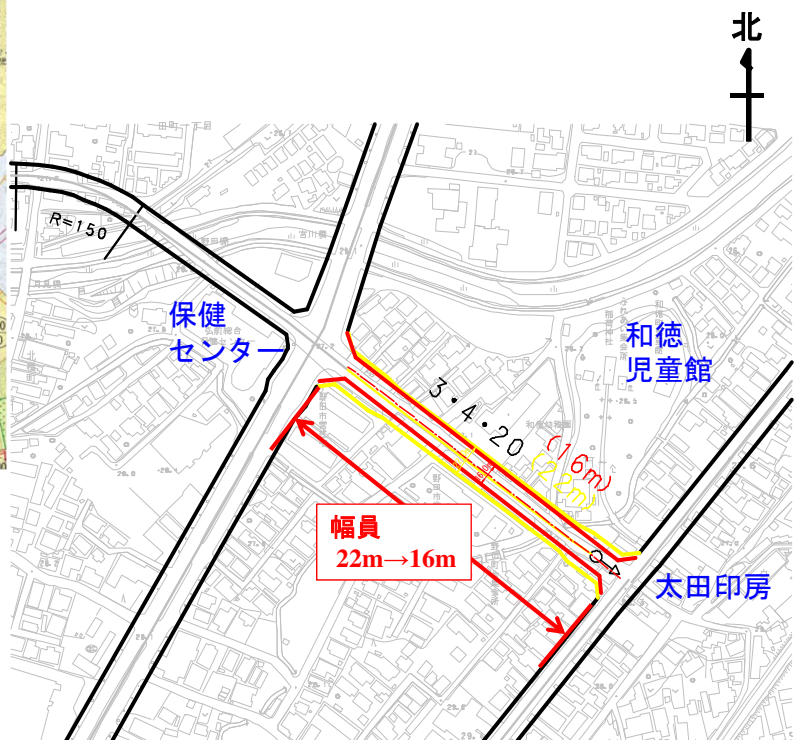
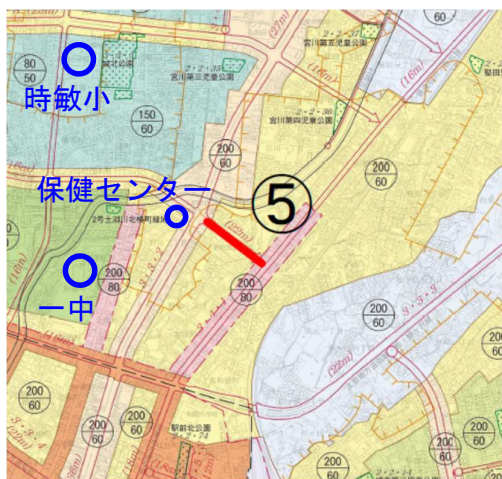
③ 3・4・2号富田千年線→3・4・2号富田広野線



2. 弘前広域都市計画道路の変更 (市決定)

16

⑤ 3・4・20号紺屋町野田線

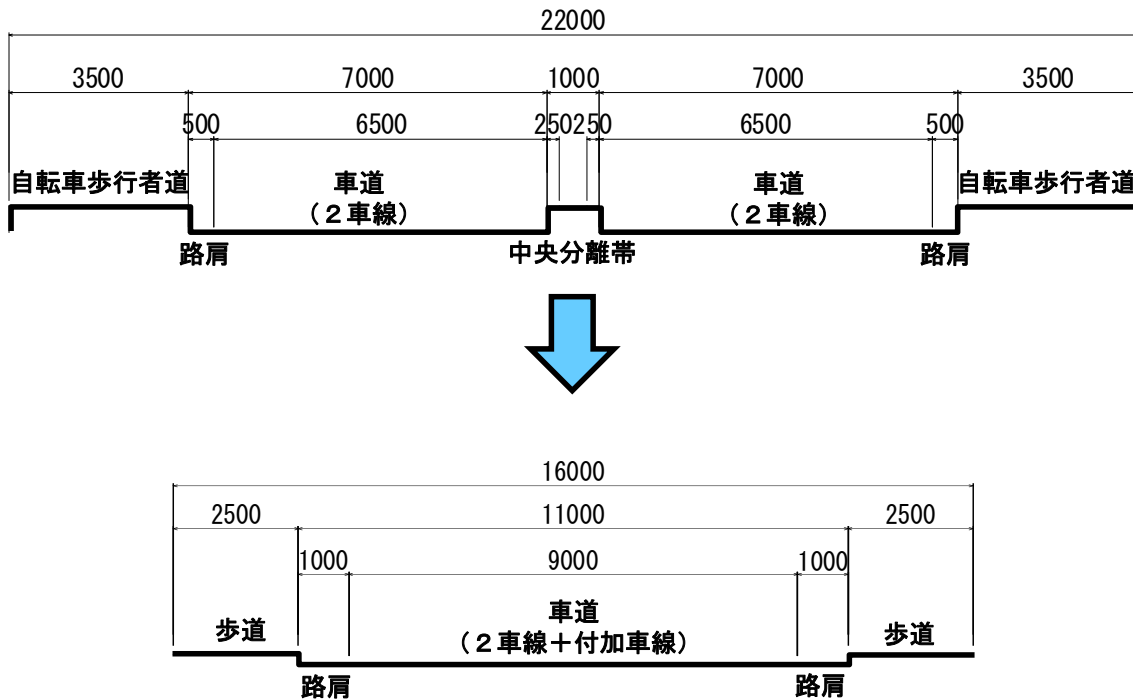


凡例	
	変更前
	変更後

17

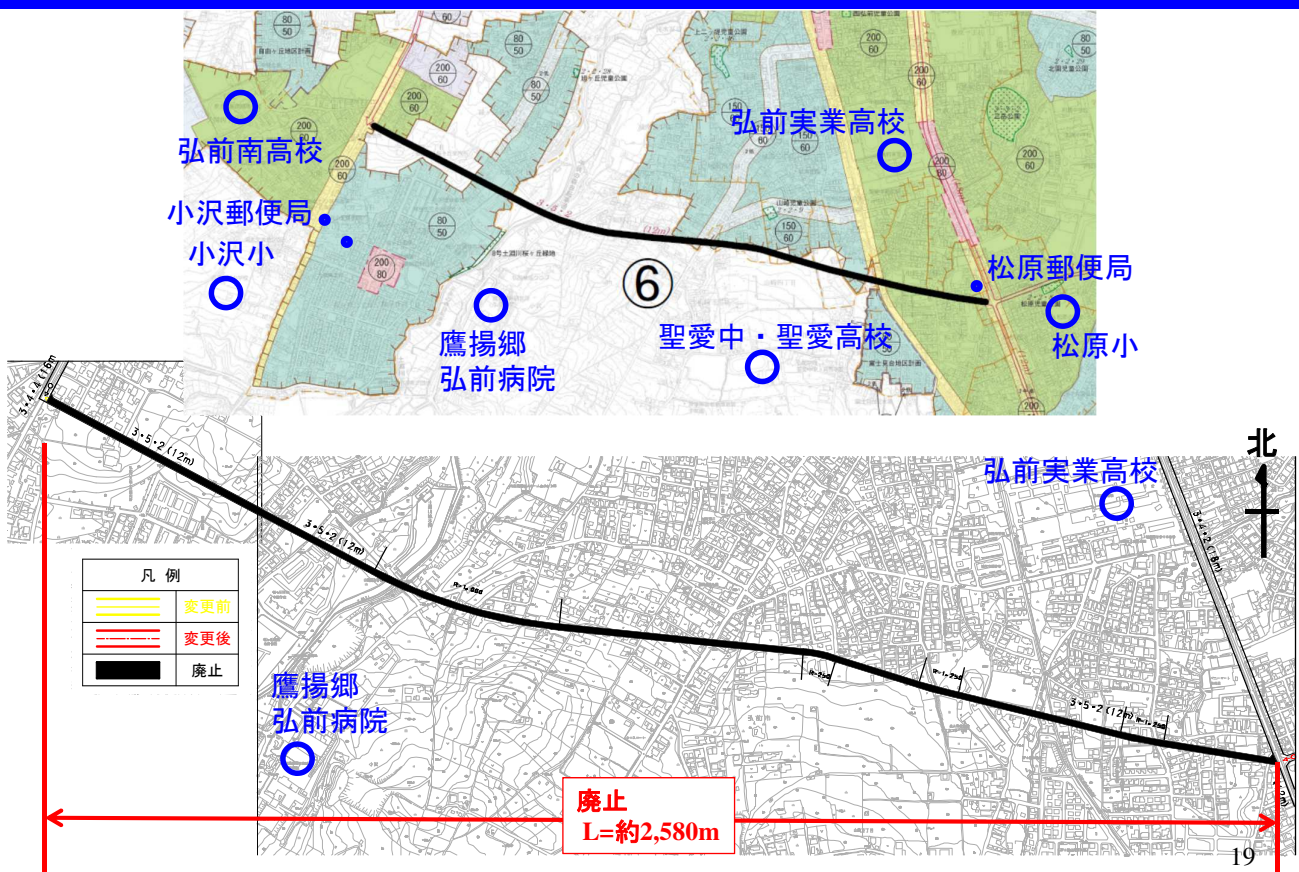
幅員の変更 (22m→16m)

⑤ 3・4・20号紺屋町野田線の一部



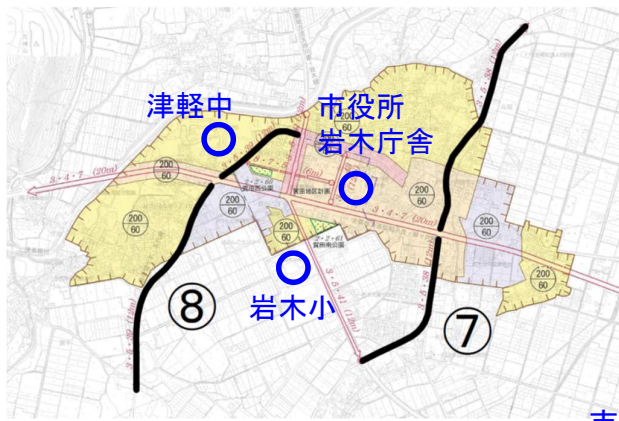
18

⑥ 3・5・2号堀越大原線→3・5・2号堀越松原線

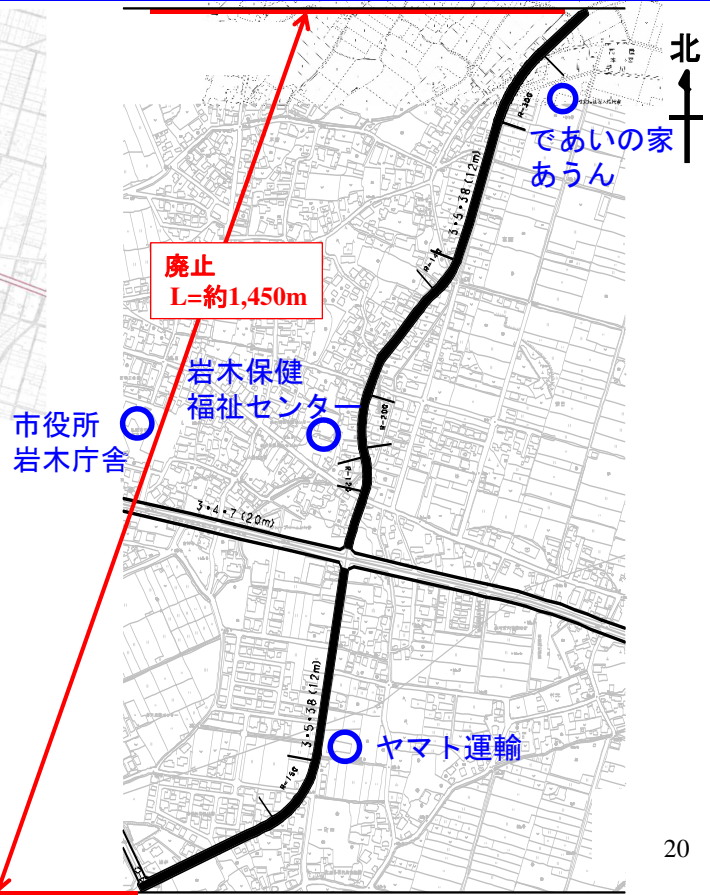


19

⑦ 3・5・38号真土野崎線

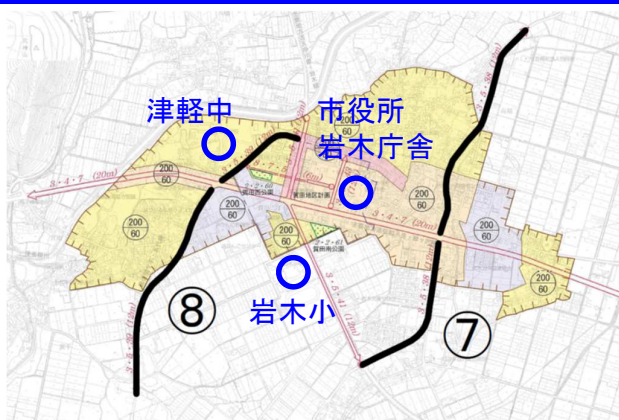


凡例	
	変更前
	変更後
	廃止

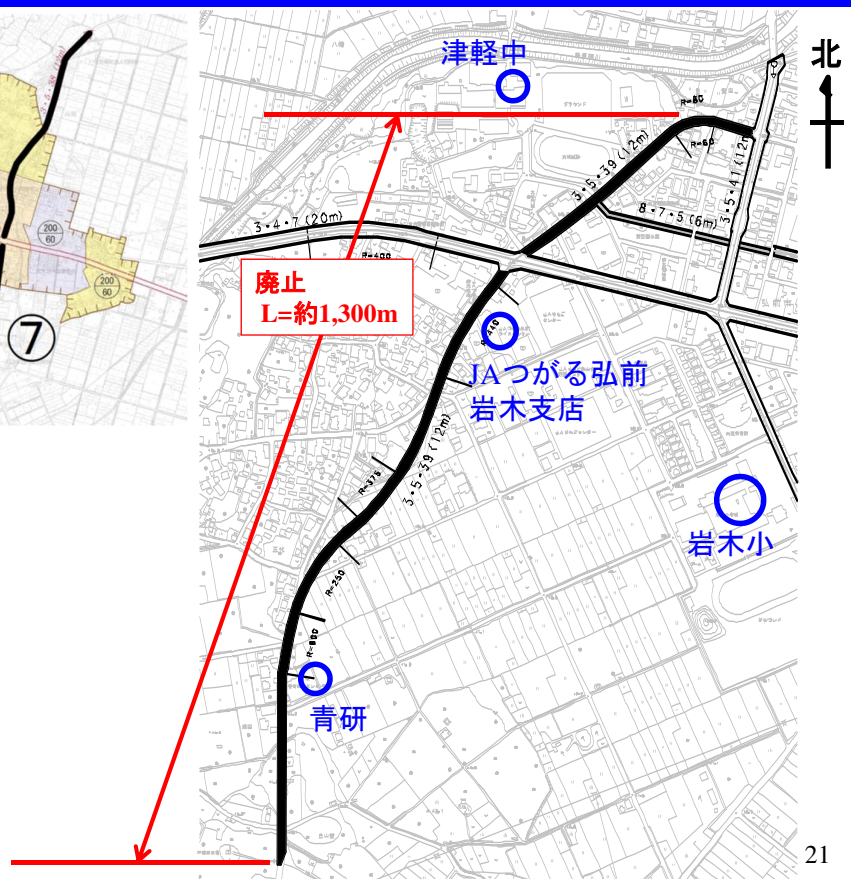


20

⑧ 3・5・39号賀田兼平線



凡例	
	変更前
	変更後
	廃止



21

今後のスケジュール

8月31日、9月1日、9月2日
都市計画原案の説明会

9月4日～9月19日
原案の閲覧

閲覧場所
県庁都市計画課
弘前市都市計画課

※午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）
原案に対して、意見を述べたい場合は、
県決定分は9月19日まで、市決定分は9月27日までに申出

10月2日18時30分
都市計画原案の公聴会

※申出がない場合は、公聴会自体開催されません
公聴会等の意見を参考に原案→案を作成

10月26日～11月8日（予定）
案の縦覧

縦覧場所
県庁都市計画課
弘前市都市計画課

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます
（意見は審議会で提示されます）

11月21日（予定）
弘前市都市計画審議会
12月26日（予定）
青森県都市計画審議会

○原案の閲覧

閲覧場所において、都市計画原案（今回変更する道路の総括図など）を確認することが可能です。

○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。弘前市在住であれば申出が可能です。いただいたご意見については、後日、ご回答いたします。

○案の縦覧

縦覧場所において、都市計画案（今回変更する道路の総括図など）を確認することが可能です。

○県（市）都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会で、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事（市長）に答申します。

22

以下、参考

都市計画道路を取り巻く環境

1. 県全体で、約124万人（R2国勢調査）の人口が、2035年（R17）には、100万人を下回る推計。（2割減少）
2. 県内の自動車保有台数は、ピーク時（H29）から減少傾向にある。（R4で約2%の減）
3. 公共事業関係費の傾向
（予算の選択と集中、計画的な維持管理と更新による既存ストックの活用）
4. 本県の都市計画道路のうち、約4割の400km以上が未着手区間となっている（H27末時点）

24

弘前広域都市計画道路の状況

- 86路線（約184km）を都市計画決定している。（改良率は約65%）
- H21の見直し対象路線の検証後、H23に見直しに伴う都市計画変更の手続きを実施。
- H25、H28に個々の路線で都市計画変更の手続きを実施。
- 今後も、定期的に見直しを行う。

25